

特別企画：最低賃金改定に関する沖縄県企業の意識調査（2018 年）**採用時の最低時給は 888 円、最低賃金を 126 円上回る****～ 企業の 9 割余で賃上げ実施に加え、5 割超で給与体系見直し ～****はじめに**

2018 年 10 月 1 日～中旬にかけて、最低賃金が改定された。2018 年度の最低賃金の改定は、政府が「未来投資戦略 2018」（成長戦略）や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太の方針）などで、年率 3%を目途として、全国加重平均 1,000 円を目指すなかで、最低賃金が時給で決まるようになった 2002 年度以降で最高額の引き上げ額となった。そのため、収入増加による消費活性化などが期待される一方で、人件費上昇による企業収益の悪化などが懸念されている¹。

そこで、帝国データバンクは、最低賃金の引き上げに関する企業の見解について調査を実施した。本調査は、TDB 景気動向調査 2018 年 9 月調査とともに行った。なお、最低賃金改定に関する調査は、2016 年 9 月調査に続き 2 回目。

※調査期間は 2018 年 9 月 13 日～9 月 30 日、調査対象は 153 社で、有効回答企業数は 49 社（回答率 32.0%）。

※本調査における詳細データは景気動向調査専用 HP（<http://www.tdb-di.com>）に掲載している

調査結果（要旨）

1. 最低賃金の改定を受けて自社の給与体系を「見直した（検討している）」企業は 57.1%。「見直していない（検討していない）」は 32.7%。2016 年 9 月時点と比較して、「見直した」企業の割合は 8.0 ポイント増と、最低賃金改定が従来よりも給与体系を見直すきっかけとなっている
2. 採用時に最も低い時給は約 888 円で最低賃金の全体平均 762 円より 126 円高い。業界別では『小売』『建設』が 900 円台。製造が 817 円で低い。
3. 今回の最低賃金の引き上げ額について、「妥当」が 53.1%で最も多い。「低い」（20.4%）および「高い」（4.1%）を大きく上回る。ただし、消費回復への効果については、「ない」とする企業が 44.9%で、「ある」と考える企業は 6.1%にとどまる
4. 企業の 93.9%で 2018 年度の賃上げを実施。賃上げを行っていない企業は 2.0%にとどまる。内容は「賞与（一時金）」が 67.3%で最も多く、「定期昇給」（55.1%）や「ベースアップ」（46.9%）が続いた。

1 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度。改定後の最低賃金は全国平均で 2017 年度より 26 円引き上げられ 874 円に、地域別では都道府県ごとに 24～27 円引き上げられ時給 761～985 円となる（産業別最低賃金等は別途定められる）。

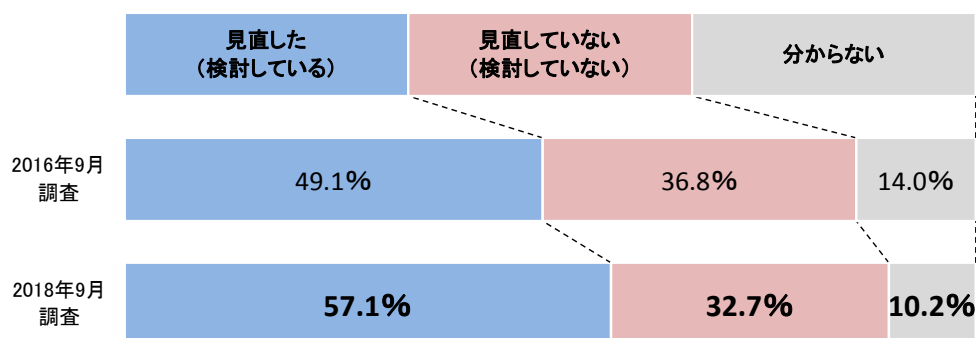
1. 企業の 57.1%が最低賃金改定を受けて給与体系「見直し」

最低賃金の改定を受けて、自社の給与体系に関する見直しの有無を尋ねたところ、「見直した（検討している）」企業が 57.1%（全国 44.0%）となり、「見直していない（検討していない）」の 32.7%（全国 40.0%）を 24.4 ポイント上回った²。企業の 5 割超で最低賃金改定にともない給与体系を見直しており、最低賃金の改定が時給表示された 2002 年以降で最大の上げ幅となった影響が如実に表れる結果となった。前回調査（2016 年 9 月調査）と比較すると、「見直していない（検討していない）」企業が 36.8%より 32.7%に減少した一方、「見直した（検討している）」が 8.0 ポイント増加している。最低賃金が従来よりも給与体系を見直すきっかけとなっていることが浮き彫りとなった。

給与体系を見直した理由について、企業からは「給与水準の引き上げは長年の課題であり、最低賃金の上昇に関係なく継続的に取り組んでいる」（製造）や「最低賃金の引き上げに伴い、非正社員の時給の見直しをした」（サービス）、「最低賃金に合わせるため、および人材不足解消の為」（サービス）、「利益が上がっているため、利益の社員への還元」（小売）、「社員の生活水準・仕事意欲の向上」（建設）、「毎年定期に見直しを検討している」（不動産）、「最低賃金に抵触しないように」（不動産）など、人手不足のなかで人材の獲得・維持や将来の租税・社会保険の負担増を見据えて給与体系を見直している様子が見えてくる。

一方、見直していない企業からは、「自社、同業他社の賃金が、そもそも国が定める最低賃金よりかなり高いところにある」（建設）や「全社員、月給制で時給に換算しても上回っている」（建設）、「給与&ボーナスはこの数年連続で引き上げしており、最低賃金の動向の影響は受けない」（小売）などの意見がみられた。

給与体系見直しの有無



注：母数は有効回答企業49社。2016年9月調査は57社

2 給与体系の見直しについて、正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わず、回答を求めた。

2. 沖縄県で従業員採用時の最も低い時給は平均 888 円、最低賃金を 126 円上回る

従業員を採用するときの最も低い時給を尋ねたところ、沖縄平均は約 888 円（全国 975 円）となり、改定後の最低賃金の平均 762 円を 126 円上回る金額となった³。

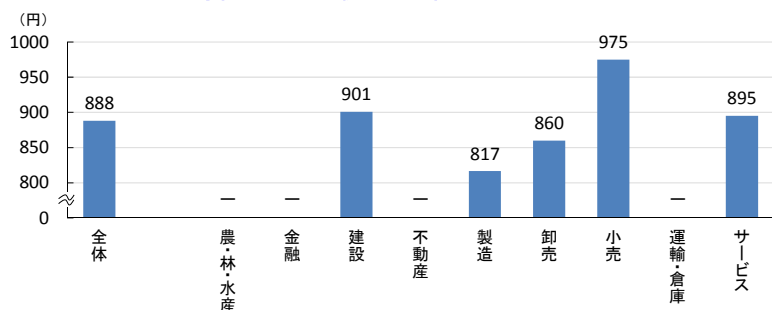
業界別にみると、建設が 901 円となり『小売』が約 975 円で最も高かった。他方、『製造』や『卸売』で低かった。

都道府県別で比較すると、最も採用時の最低時給が高かったのは「東京都」で約 1,071 円となった。以下、「神奈川県」（同 1,048

円）、「大阪府」（同 1,010 円）と続き、いずれも 1,000 円台となった。他方、改定された最低賃金と採用時の平均時給の差額が最大だったのは「大分県」で、差額は +203 円（採用時の最低時給約 965 円）となった。以下、「愛媛県」「長崎県」「佐賀県」「青森県」が続き、西日本を中心に最低賃金と採用時の最低時給の差額が大きくなっている。

制度として定められている最低賃金と、採用時の最も低い時給の実態との間で乖離がみられ、業界間・地域間の格差が顕著に表れる結果となった。

採用時の最低時給～業界別～



最低賃金と採用時最低時給～都道府県別～

都道府県	2018年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	都道府県	2018年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額
北海道	835	912	77	滋賀	839	962	123
青森	762	923	161	京都	882	969	87
岩手	762	900	138	大阪	936	1,010	74
宮城	798	926	128	兵庫	871	972	101
秋田	762	892	130	奈良	811	920	109
山形	763	913	150	和歌山	803	891	88
福島	772	920	148	鳥取	762	915	153
茨城	822	935	113	島根	764	867	103
栃木	826	934	108	岡山	807	949	142
群馬	809	910	101	広島	844	939	95
埼玉	898	978	80	山口	802	930	128
千葉	895	983	88	徳島	766	920	154
東京	985	1,071	86	香川	792	917	125
神奈川	983	1,048	65	愛媛	764	951	187
新潟	803	890	87	高知	762	892	130
富山	821	923	102	福岡	814	939	125
石川	806	913	107	佐賀	762	929	167
福井	803	936	133	長崎	762	937	175
山梨	810	901	91	熊本	762	891	129
長野	821	923	102	大分	762	965	203
岐阜	825	898	73	宮崎	762	863	101
静岡	858	945	87	鹿児島	761	918	157
愛知	898	968	70	沖縄	762	888	126
三重	846	926	80	全体	874	975	101

注1: 2018年度最低賃金時間額は、「地域別最低賃金の全国一覧」(厚生労働省ホームページ)

注2: 採用時最低時給は、小数点第1位を四捨五入したもの

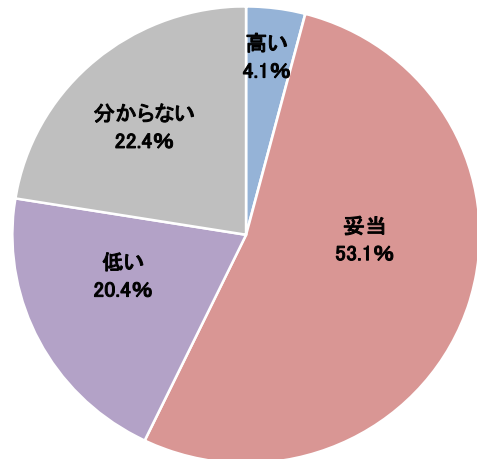
注3: 集計可能な企業を対象に算出

3 従業員を採用するときの最も低い時給として、次の条件で回答を求めた。(1) 正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わない、(2) 日給、週給、月給などの場合は時給に換算する。

3. 引き上げ額、「妥当」と考える企業が 53.1%で最多

今回の最低賃金の引き上げ額は、労働者やその家族が最低限度の生活を維持していくうえで、妥当と思うか尋ねたところ、「妥当」と回答した企業が 53.1%にのぼり、「低い」（20.4%）を 32.7 ポイント上回った。また、「高い」は 4.1%にとどまっており、人件費の増加要因となる改定にもかかわらず、今回の最低賃金の引き上げ額は総じて受け入れられている様子がうかがえる。

引き上げ額の妥当性



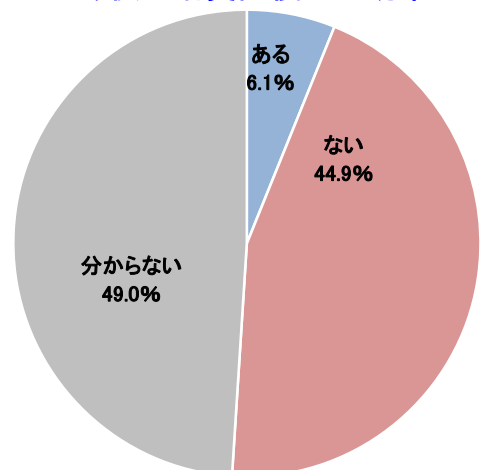
注：母数は有効回答企業49社

4. 消費回復への効果、4 割を超える企業で懐疑的

今回の最低賃金の引き上げは、今後の消費回復に効果があるか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は 6.1%だった。一方、「ない」は 44.9%で、最低賃金の引き上げが、消費の回復に結び付くか懐疑的に考えている企業が 4 割余りの結果となった。

企業からは、「最低賃金の引き上げはまだまだ足りておらず、消費を喚起するには不十分」（金属表面処理）や「最低賃金の引き上げにより消費が拡大するとは思えない。消費税が 10%に上がることによる消費の冷え込みの方が影響は大きいのではないか」（染色整理）、「労働者の条件を細かく変えても景気回復にはつながりにくい。国民が将来の不安がなくなり、安心して消費生活

今後の消費回復への効果



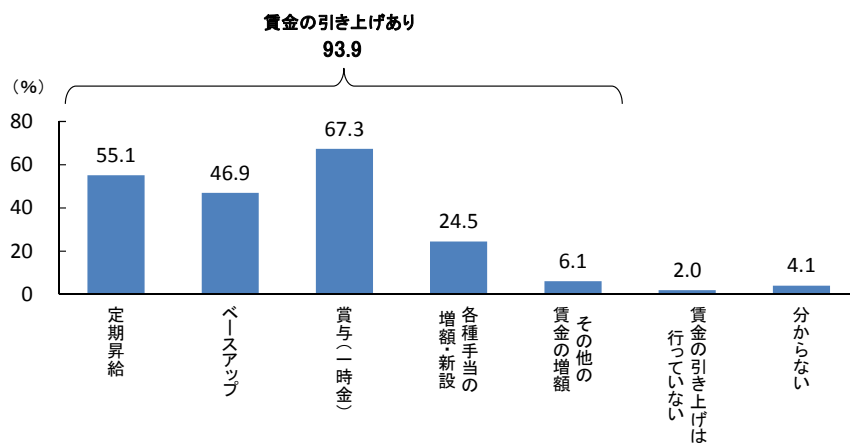
注：母数は有効回答企業49社

ができるようにすることが先決」（普通倉庫）などの声が聞かれた。他方、消費回復への効果が「ある」とする企業からは、「適正な労務費支払と労務管理により、消費にも好影響を与えるのではないか」（ゴムベルト製造）といった意見があがった。また、「史上最高に積みあがった企業の内部留保を、国内での設備投資、下請け単価の引き上げ、従業員給与の改善に活用することで、消費の拡大による経済の好循環をはかるべき」（鉄鋼卸売）など、経済の好循環を図ることを指摘する声も聞かれた。

5. 2018 年度、企業の 9 割超で賃上げを実施

2018 年度の一人当たり賃金引き上げの実施状況について尋ねたところ、「賞与（一時金）」で賃上げした企業が 67.3%と最も高かった（複数回答、以下同）。次いで、「定期昇給」（55.1%）、「ベースアップ」（46.9%）が続き、2 社に 1 社がボーナスやベアにより賃上げを実施していた。また、「各種手当の増額・新設」が 24.5%、創立記念日等の祝金や通勤定期等の現物支給などを含む「その他の賃金の増額」が 6.1%となり、何らかの形で賃金の引き上げを実施した企業は 93.9%にのぼった。他方、「賃金の引き上げは行っていない」は 2.0%にとどまった。

2018 年度の賃上げ実施状況（複数回答）



注1:「賃金の引き上げあり」は、2018年度の賃金引き上げについて「定期昇給」「ベースアップ」「賞与（一時金）」「各種手当の増額・新設」「その他の賃金の増額」のいずれかを選択した企業

注2:母数は有効回答企業49社

まとめ

2018 年度の最低賃金改定は 10 月 1 日から中旬にかけて全国で実施されるが、今年度の引き上げ額は比較可能な 2002 年度以降で最大となった。また、個人消費の伸び悩みが続くなかで、賃金の上昇は消費改善の基盤となることが期待される。

本調査によると、今回の改定を受けて 5 割を超える企業が給与体系の見直しを実施（検討含む）していた。この結果は、同様の調査を実施した 2016 年 9 月と比べて大幅に増加しており、最低賃金の引き上げが企業の給与体系に大きく影響したことがうかがえる。

他方、従業員を採用する際の最低時給は、最低賃金より概ね 126 円上回っている。最低賃金の地域間格差は幾分縮小したとされるものの、実際の採用時の賃金には依然として乖離が生じていることが明らかとなった。また、業界別では、『小売』が最も高かったほか、人手不足が顕著な『建設』などの時給が高くなっていた。

人件費の上昇などコスト負担の高まりに直面するなかで、企業の 9 割超が 2018 年度に賃上げを実施しており、引き上げ額を妥当と捉えている企業も多い。しかし、最低賃金改定による消費回復を懐疑的にみている企業は多く、消費活性化への効果は慎重に検証する必要がある。

調査先企業の属性

1. 調査対象(153 社、有効回答企業 49 社、回答率 32.0%)

2. 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

【 内容に関する問い合わせ先 】

(株) 帝国データバンク沖縄支店 担当：内野

TEL 098-861-6851 FAX 098-861-6851

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。